

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	辻堂	辻堂元町六丁目4582番10地先		4.5	25.5
	575号線	辻堂元町六丁目4582番7地先			
2	村岡	藤が岡三丁目21番31地先		4.5	40.5
	470号線	藤が岡三丁目21番14地先			
3	村岡	川名一丁目104番2地先		4.5	26.5
	471号線	川名一丁目105番1地先			
4	明治	羽鳥五丁目776番4地先		4.5	19.5
	473号線	羽鳥五丁目773番7地先			
5	六会	円行字滝之沢975番4地先		4.5	40.5
	856号線	円行字滝之沢974番10地先			
6	湘南台	高倉字大塚戸414番12地先		4.5	60.9
	427号線	高倉字大塚戸414番7地先			
7	湘南台	高倉字枯藪1303番1地先		4.5	41.5
	428号線	高倉字枯藪1303番9地先			

8	長後	下土棚字谷戸279番1地先	4.5	55.0
	891号線	下土棚字谷戸278番3地先		
9	長後	長後字宿上分1172番13地先	4.0	33.6
	892号線	長後字宿上分1172番6地先		
10	長後	高倉字滝ノ上2499番1地先	4.0	129.8
	893号線	高倉字滝ノ上2504番2地先		
11	御所見	宮原字百石原2455番1地先	4.5	52.8
	1061号線	宮原字百石原2454番2地先		
12	御所見	宮原字高田184番地先	2.0 ～ 6.7	664.9
	1062号線	宮原字百石原2445番1地先		
13	御所見	用田字国郷248番1地先	4.5	79.8
	1063号線	用田字国郷162番1地先		
14	御所見	用田字国郷240番1地先	1.8 ～ 4.7	158.0
	1064号線	用田字国郷162番1地先		
15	御所見	葛原字久保地930番1地先	9.0	172.4
	1065号線	葛原字芝地838番地先		
16	御所見	葛原字久保地931番3地先	1.8	184.1
	1066号線	葛原字久保地1010番1地先		
17	御所見	葛原字芝地895番地先	1.8	110.5
	1067号線	葛原字芝地912番地先		
18	御所見	葛原字西山田1081番1地先	2.7	509.2
	1068号線	葛原字久保地935番5地先		
19	御所見	葛原字芝地922番地先	2.7 ～ 3.6	156.8
	1069号線	葛原字昭和台806番2地先		

20	御所見	葛原字芝地853番1地先	1.8	96.5
	1070号線	葛原字芝地856番1地先		
21	御所見	葛原字芝地849番1地先	1.8	92.3
	1071号線	葛原字芝地852番3地先		
22	御所見	葛原字芝地845番1地先	1.8	86.4
	1072号線	葛原字芝地848番1地先		
23	御所見	葛原字芝地841番1地先	1.8	76.2
	1073号線	葛原字芝地844番1地先		

提案理由

辻堂575号線ほか22路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又

- は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。
 - 3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。